

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	J.フロントリテイリング株式会社	コード	3086
提出日	2026/4/28	異動(予定)日	2026/5/28
独立役員届出書の提出理由	2026年5月28日開催予定の第19期定時株主総会において 社外取締役の選任議案が付議されるため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当 なし
1	小出 寛子	社外取締役	○													○		有
2	山田 義仁	社外取締役	○													○		有
3	齋藤 和弘	社外取締役	○													○		有
4	塩野 紀子	社外取締役	○													○	新任	有
5	大村 恵実	社外取締役	○													○		有
6	大澤 栄子	社外取締役	○									△					新任	有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		<p>小出寛子氏は、長年にわたり外資系企業の役員を務め、米国企業の本社マーケティングトップとして企業経営に携わるなど、グローバル経営及びマーケティング分野における豊富な経験に基づく知見、複数の上場企業の社外取締役としての幅広い知見を有しており、戦略策定に際しての多角的なマーケティングの重要性、投資案件におけるリスク管理、事業計画の進捗管理などについて能動的かつ積極的な助言・監督を行ったほか、取締役会議長として、中長期視点のアジェンダ設定や積極的なファシリテーションなど戦略論議の質的向上に主導的に取り組みを進めております。</p> <p>このような実績と豊富な経験、高い知見を踏まえ、当社グループの経営に資する役割を期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p> <p>また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める社外取締役の独立性判断基準を満たしているため、一般株主と利益相反を生ずるおそれはないものと判断し、引き続き独立役員に指定いたします。</p>
2		<p>山田義仁氏は、オムロン株式会社において、長年にわたり代表取締役社長 CEOとしてリーダーシップを発揮され、2023年からは同社の取締役会長 取締役会議長として経営の監督に尽力されるなど、中長期的な視点での企業経営と取締役会の適切な運営について、豊富な経験と深い見識を有しております。</p> <p>また、同社において社長指名諮問委員会およびコーポレート・ガバナンス委員会の委員を務められるほか、上場企業の社外取締役を務められるなど、コーポレートガバナンスやサステナビリティに関する高度な知見を有しており、事業ポートフォリオ戦略や中核事業の成長戦略の推進、持株会社の役割機能のあり方、コンプライアンス経営の徹底などについて、能動的かつ積極的な助言・監督を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献しております。</p> <p>このような実績と豊富な経験、高い知見を踏まえ、当社グループの経営に資する役割を期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p> <p>また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める社外取締役の独立性判断基準を満たしているため、一般株主と利益相反を生ずるおそれはないものと判断し、引き続き独立役員に指定いたします。</p>

3		<p>齋藤和弘氏は、サントリーグループにおける海外での豊富な経営経験に加え、飲料・食料品事業会社におけるマーケティングや経営企画、財務・会計に関する豊富な経験と高度な知見を有しております。</p> <p>さらに2019年から約4年にわたり、飲料・食料品事業会社の代表取締役社長としてグループ経営を実践し、強いリーダーシップを発揮されるなど、中長期的な視点でのグループ経営に関する豊富な経験と深い見識を有しており、顧客・市場分析に基づく事業戦略やデジタル戦略の重要性、グループの組織・人財など経営資源配分の最適化などについて、能動的かつ積極的な助言・監督を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献しております。</p> <p>このような実績と豊富な経験、高い知見を踏まえ、当社グループの経営に資する役割を期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p> <p>また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員要件及び当社の定める社外役員独立性判断基準を満たしているため、一般株主と利益相反を生ずるおそれはないものと判断し、引き続き独立役員に指定いたします。</p>
4		<p>塩野紀子氏は、国内外の複数の企業で代表取締役社長を歴任し、複雑な事業環境において的確な判断とリーダーシップを発揮してまいりました。その経歴を通じて、マーケティング分野や事業戦略に関する豊富な知見を培うとともに、企業経営における幅広い実践的な経験と深い見識を備えております。</p> <p>また、複数の企業における社外取締役としての経験を通じて、取締役会の議論へ深く関与し、取締役会の責務や役割への深い洞察力を有しております。これにより、ステークホルダーを重視した意思決定やガバナンス強化に向けた積極的な助言が期待されます。</p> <p>このような実績と豊富な経験、深い見識を当社グループの適切な経営の監督に反映していただけることを期待し、新たな社外取締役候補者といたしました。</p> <p>また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員要件及び当社の定める社外取締役の独立性判断基準を満たしているため、一般株主と利益相反を生ずるおそれはないものと判断し、独立役員に指定いたします。</p>
5		<p>大村恵実氏は、弁護士として国際機関でのグローバルな経験や労働法務における専門的知見を有し、数多くの案件を取り扱った経験に加え、他上場企業（B to Cビジネス）での社外取締役（監査等委員）としての豊富な経験を有しております。特に、人権デュー・デリジェンス等のサステナビリティ・ESG法務分野の実務に精通し、ダイバーシティ経営等、企業が直面する多様な課題に対し、専門家として助言してまいりました。当社グループにおいては、AIなど社会変化を踏まえた戦略の方向性、投資案件にかかるリスク管理、人材戦略における社内スキルの再定義と教育などについて能動的かつ積極的な助言・監督を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献しております。</p> <p>このような実績と高い知見を踏まえ、社外取締役として、当社グループの経営に資する役割を期待し、引き続き社外取締役候補者といたします。</p> <p>また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員要件及び当社の定める社外取締役の独立性判断基準を満たしているため、一般株主と利益相反を生ずるおそれはないものと判断し、引き続き独立役員に指定いたします。</p>
6	<p>大澤栄子氏は、当社の会計監査法人であるEY新日本有限責任監査法人にパートナーとして2021年6月まで在籍しておりましたが、その間、当社の会計監査業務には携わっておりません。また、退任後、約5年が経過していることから、当社株主と利益相反が生ずるような特別な利害関係を有しておらず、独立性に与える影響はないと判断しております。</p>	<p>大澤栄子氏は、公認会計士および税理士として企業会計全般に精通しており、監査法人におけるパートナーとしての豊富な経験を通じて、監査実務、内部統制、財務報告プロセスに関する高度な専門知識を有しております。特に、複雑化する財務環境やコンプライアンスに対応すべく、実務現場で応用可能な知識と鋭い分析力を有しております。</p> <p>さらに、異なる業種で取締役（監査等委員）や監査役を歴任し、監督業務の豊富な経験を有しております。取締役会の意思決定の適正性を確保し、課題解決型の戦略的な提言、内部監査体制の強化や透明性の高いガバナンス構築に資する積極的な助言が期待されます。</p> <p>このような実績と豊富な経験、深い見識を当社グループの適切な経営の監督に反映していただけることを期待し、新たな社外取締役候補者といたしました。</p> <p>なお、大澤栄子氏は、パートナーとしてEY新日本有限監査法人に2021年6月まで在籍しておりましたが、退任後、約5年経過しており、当社の独立性判断基準に抵触する事実はないと判断しております。</p> <p>また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員要件及び当社の定める社外取締役の独立性判断基準を満たしているため、一般株主と利益相反を生ずるおそれはないものと判断し、独立役員に指定いたします。</p>

## 4. 補足説明

### 「当社社外取締役の独立性判断基準」

当社の社外取締役は、当社株主と利益相反が生じるおそれがない高い独立性を有している者から選任されるものとします。なお、その独立性の判断基準は、次のいずれにも該当しないこととします。

- 1 当社グループの業務執行者
- 2 当社の主要株主（その業務執行者を含みます。以下3～6において同じ。）
- 3 当社グループの主要な取引先
- 4 当社グループから役員報酬以外に一定額以上の支払を受ける法律事務所、監査法人その他のコンサルタント等
- 5 当社グループが一定額以上の寄付を行っている寄付先
- 6 当社グループと役員相互就任関係となる場合のその関係先
- 7 過去5年間において、上記1～6に該当していた者
- 8 上記1～7の配偶者又は二親等以内の親族

なお、上記において、「業務執行者」とは「業務執行取締役、執行役、執行役員その他の使用人等」を、「主要株主」とは「当社の10%以上の議決権を保有する株主」を、「主要な取引先」とは「過去5年間のいずれかの年度において、当社グループとその取引先との間で、当社の連結年間売上高又はその取引先の年間売上高の2%以上の取引が存在する取引先」を、「一定額」とは「過去5年間のいずれかの年度において年間1千万円」をいうものとします。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。